

校訓・校章

強く  
正しく



明るく  
行こう

<校章の意味>

- (1) 四つ葉は、生徒・教師・家庭・社会が、あるいは、生徒ひとりひとりと生徒全体が、協同一体となり愛によって結ばれている姿である。
- (2) 一枚一枚の葉が独立して自主的に生活している姿であり、四枚の葉がしっかり結ばれあって一体となり、社会的に協同的に生活している姿である。

校歌

伊藤 雄 作詞  
田中愛子 作曲

1. いろはにほへうまじがねのたかすげた  
をあらがらみてのぞかふるる  
ひろにわにかきいのちのあいよるとこ  
ろそのなしろやまあわがぼこう

- 一、紫匂う 富士が嶺  
高き姿を仰ぎ見て  
希望溢るる ひろ庭に  
若き命の あいよるところ  
その名城山 ああ我が母校
- 二、緑色濃き 丘の上  
伸びゆく力 培いて  
学びの窓の 明け暮れに  
愛の心の 花咲くところ  
その名城山 ああ我が母校
- 三、理想の光 照り映ゆる  
四つ葉のしるし 胸にして  
強く正しく ひとすじに  
まことの道を きわむる所  
その名城山 ああ我が母校

応援歌

久野征四郎 作詞  
田中愛子 作曲

1. あけゆくそらのまかのうえ ふじを あおいでとすじ  
に れんまかきわしわがともが いまたからかに  
わこうどのちから をしらす - とま  
またる - ぶるえ ぶるえ わがせんし。

- 一、明けゆく空の 丘の上  
富士を仰いでひとすじに  
練磨重ねし わが友が  
意気高らかに 若人の  
奮え 奮え 我が選手
- 二、大天竜の 岸近く  
磐田が原に 生い立ちて  
炎ともえる 友情の  
血潮みなぎる 若人の  
力を示す 時来る  
奮え 奮え 我が選手
- 三、あかね輝く 丘の上  
理想の旗を なびかせて  
強く正しく きたえたる  
我等一千 ここにあり  
覇権をゆずる ことなかれ  
奮え 奮え 我が選手

# 1 学校教育目標

郷土を愛し、志をもち、自己実現をめざす生徒

～よりよい社会と幸福な人生を自ら切り拓く“未来の創り手”の育成に向けて～

## めざす生徒像【重点目標】

【知育】目標をもち、自己・他者・対象と対話し、学びを深める子供

【徳育】自他を尊重する心をもち、正しく判断し、よりよい自分を発揮する子供

【体育】しなやかな心をもち、心身を鍛え合い、困難に挑戦する子供

【生命】かけがえのない命を大切にし、精一杯生きる子供

【地域】郷土に学び、自ら考え、地域社会によりよく関わる子供

# 2 生活について

## (1) 日 課

### 〈城山中学校の一日〉

A日課	B日課	月	火	水	木	金		
～ 8:15		登校 健康チェック						◇朝の動き
8:15～ 8:25		読書	読書	総合	読書	※1 学 コ	○7:50～8:05 昇降口通過 ○8:15 着席	
8:25～ 8:30		朝の会						○8:15～8:25 朝読書等
8:40～ 9:30	8:40～ 9:25	1	1	1	1	1	※1 金曜日は、学級活動またはコミュニケーショントレーニングを行う。	
9:40～10:30	9:35～10:20	2	2	2	2	2		
10:40～11:30	10:30～11:15	3	3	3	3	3		
11:40～12:30	11:25～12:10	4	4	4	4	4		
12:45～13:05	12:25～12:45	給食○放送						※2 月曜の帰りの会
13:05～13:25	12:45～13:05	昼休み						○A日課 15:30～15:45 ○B日課 15:00～15:15
13:30～14:20	13:10～13:55	5	5	5	5	5		
14:30～15:20	14:05～14:50	6	6	※3	6	6		
15:25～15:35	14:55～15:05	※2 帰りの会	清掃	帰りの会	清掃		※3 水曜の帰りの会	
15:45～16:00	15:15～15:30		帰りの会		帰りの会		○A日課 14:30～14:45 ○B日課 14:05～14:20	
		部活動		部活なし	部活動			

### 〈完全下校時刻〉

月	完全下校時刻	月	完全下校時刻
4月	18:00	10月前半	17:15
5月	18:30	10月後半	17:00
6月	18:30	11月	16:45
7月	18:30	12月	16:30
8月	18:45	1月	16:45
9月前半	18:00	2月前半	17:00
9月後半	17:30	2月後半	17:15
		3月	17:30

○7時50分に生徒昇降口が開きます。8時05分には昇降口を通過しましょう。8時15分までに準備、着替え、課題等の提出は済ませ、朝読書等の準備をしましょう。

○遅刻して登校した時は、保健室に立ち寄り、登校したことを先生に伝えましょう。

○毎日朝8時15分に校旗・生徒会旗を掲揚し、帰りの会の時刻に降納します。

月曜日（週の初日）の掲揚時と、金曜日（週の最終日）の降納時には、全校生徒・職員が掲揚台に向かって起立し、校歌を聴き、一礼します。

○帰りの会終了後は、速やかに教室から出ましょう。

## (2) 校内生活の約束

### ① 持ち物について

- 持ち物には必ず記名しましょう。
- 不要物の所持は禁止しています。

例 スマートフォン 菓子類 金銭 雑誌 漫画 ナイフなど

いかなる理由でも不要物はその場で預かります。場合によっては、保護者に直接返すこともあります。

- スクールバッグ等の道具類は指定された場所に置きましょう。
- 集金等の金銭は、登校したらすぐに担当の教師か担任に提出しましょう。

### ② 校内での過ごし方

- 危険防止のため、教室のベランダに出てはいけません。
- 授業で使用する以外、他の教室へは入ってはいけません。
- トイレは各学年のトイレを使用することを原則とします。
- 特別な理由がない限り、他の学級の教室に入ったり、他学年の廊下を通ることはできません。
- 廊下や階段では、横並びに広がらず右側通行をしましょう。

### ③ 学校の施設や設備等の破損

- 学校の施設や設備等を破損した場合、正直に申し出ましょう。状況により本人に破損の原因が認められる場合、保護者が修理費用等を負担することがあります。

### ④ 清掃について

- 清掃実施日は火・木・金曜日です。月・水曜日は清掃を行いません。
- 校内服で10分間黙働清掃を行います。
- 清掃終了後、清掃場所の戸締まりをしましょう。(その後使用する教室は別)
- ごみは分別して処理します。捨てる時は分別のルールをしっかりと守りましょう。

### ⑤ 災害時の心得

#### お は し も

- 職員の指示を守り、素早く避難します。(押すな、走るな、しゃべるな、もどるな)
- 常に防災頭巾は椅子にかけ、ハンカチを携帯しましょう。移動教室の時には、防災頭巾を持って行きましょう。

## (3) 登下校の規定

### ① 通学上の心得

- 学校(通学区会)で決められた道路を通学し、道路の横断は必ず横断歩道を渡りましょう。また、旧国道は歩道橋または決められた横断歩道を渡るようにしましょう。
- 交通規則を遵守するとともに、マナーの向上に努めましょう。  
歩行者は右寄り2列以内。自転車は左寄り1列。
- 自転車で通学する生徒(土日の部活動も含む)は、安全のためヘルメットを着用します。
- 登下校時は、買い食いや寄り道をしてはいけません。
- 不審者対策として、一人での下校は極力避けましょう。

### ② 登下校時の服装

- 登校時の服装は、制服を原則とします。下校時は、校内服や部活動の服装でよいです。
- 雨天時の登下校において、自転車通学者が合羽の下に校内服を着用することを認めます。
- 徒歩通学者も、大雨等で制服がひどく濡れてしまい困ると判断した場合は、校内服での登校も可とします。ただし、その場合も濡れたまま学校で過ごすことがないように、着替えを用意すること。

### ③ 自転車通学について

- 磐田バイパスより北側の地域に住む生徒は、自転車通学を許可します。
- 学区外通学者は、同等の通学距離がある生徒に許可します。  
(南は新幹線の線路、西はジュビロード、東は三ヶ野台の南北の道路)
- 校外の施設で継続して放課後の練習を行う部活動は特別に許可をします。
- 自転車通学を許可された生徒は、次の事項をしっかりと守らなければなりません。

## 【自転車通学のきまり】

- (1) 自転車通学許可証（ステッカー・個人負担）の交付を受ける。
- (2) 自転車前輪泥よけとステッカー、ヘルメットに記名をする。
- (3) 自転車に乗る場合は必ずヘルメットを正しく着用する。自転車置き場で着脱する。
- (4) 交通ルールを必ず守る。
- (5) 安全性を考え、自転車には規定を設ける。
  - ① 標準ハンドルとし、特殊な形のハンドルは安全上認めない。
  - ② ポストが極端に高いものは禁止。（棒ハンドル標準装備車も32cm以内）
  - ③ ハンドルの角度を前傾させるなどの改造がされているものは禁止。
  - ④ ペダルに足を乗せて、少なくとも片方の足は地面に着く体に適したもの。
  - ⑤ ライトは2個以内で、きちんと作動するもの。
  - ⑥ 不必要な装備のついていないもの。（2人乗り用のステップなど）
  - ⑦ 所定の個所に反射器のついていないもの。（反射テープ・サーチライトなど）
  - ⑧ ベル、ブレーキなどの装置が完全に装備され、作動するもの。
    - ★ハンドル以外の部分についても改造はしないこと。
    - ★スタンドは両足のものを使用する。（自転車置き場により多くの自転車を置くため）
    - ★規定内の自転車であっても、危険と判断されたものについては禁止とする。
- (6) 校内では、自転車には乗らず押していく。
- (7) 下校の際、旧国道までの下り坂は危険なので自転車に乗らず、旧国道を横断するまで押す。
- (8) 交通ルールや上記の規定に違反した生徒は、自転車通学の許可を取り消す場合がある。

### ■物損事故や人身事故に備えて、TSマーク又は傷害保険等へ加入すること。

TSマークとは、自転車安全整備店が自転車点検時に有償で発行するマークで傷害補償と賠償責任補償（最高限度額1億円）が付帯されています。

※毎年、進級時に自転車点検（TSマーク、傷害保険等加入確認）を行います。

### ■通学用の自転車を変更する場合は係の職員に申し出て、新しいステッカーの交付を受けます。

### ■部活動のために特別に自転車登校をする生徒も、自転車通学の生徒と同じ規定を守らなければなりません。（ハンドル等の形・ヘルメットの着用など）

#### ④ 登下校時の通用門

- 登校 西門・・・見付、城之崎、今之浦方面の徒歩通学者（特別許可の自転車通学者）  
正門・・・自転車通学者、富士見・安久路方面の徒歩通学者
- 下校 西門・・・見付、城之崎、今之浦方面の徒歩通学者  
正門・・・自転車通学者  
東門・・・富士見・安久路方面の徒歩通学者（体育館と南校舎の間を通行）

#### (4) 校外生活の約束

##### ① 交通安全の心得

- 道路交通法を守り、自他の安全に気を配りながら通行します。
- 自転車に乗る時には、登下校以外でもヘルメットを着用することが望ましいです。夜間はライトを点灯して走行します。また、交差点での一時不停止や二人乗りは絶対してはいけません。

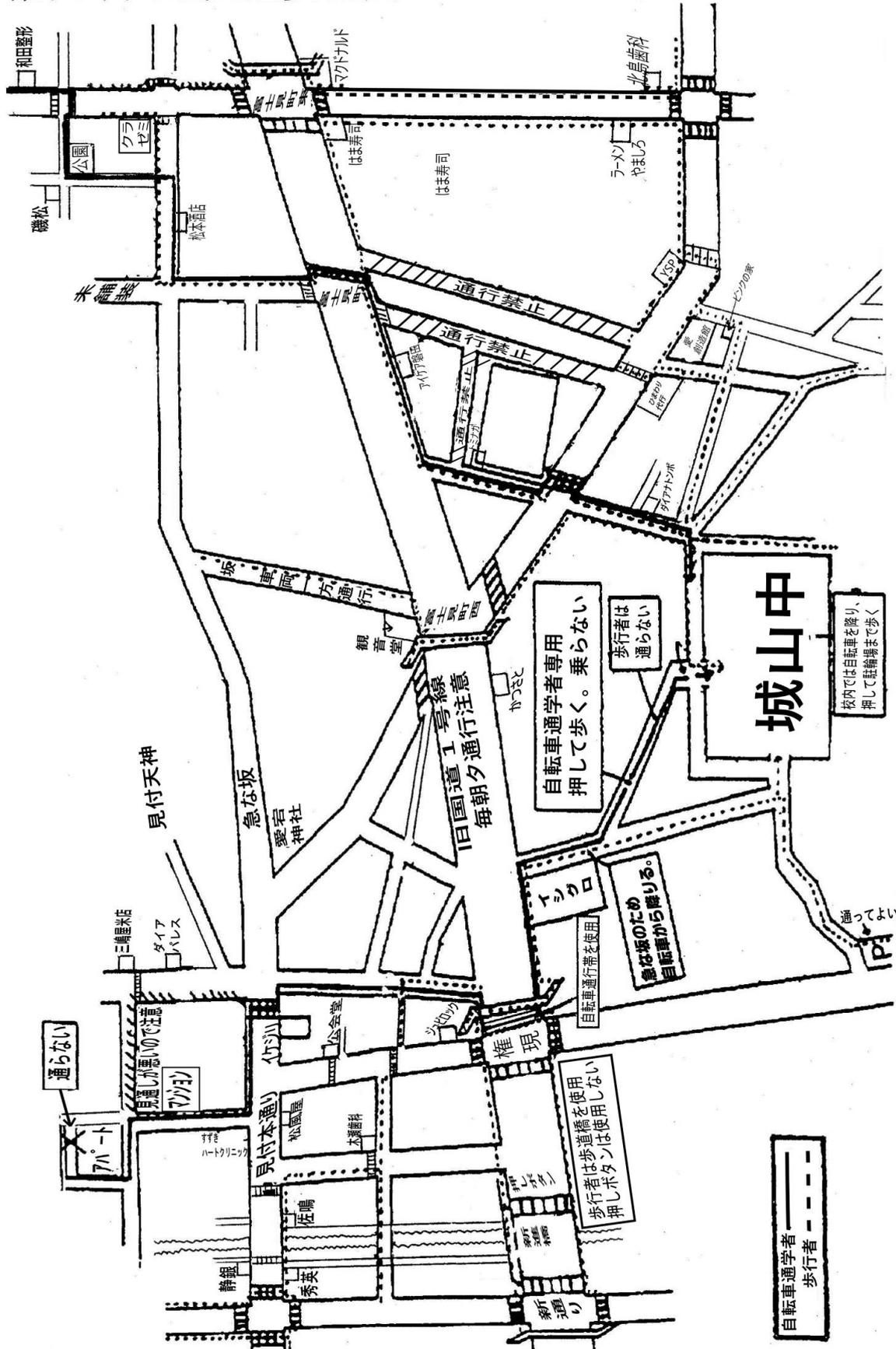
##### ② 外出時の心得

- 校外では、常に「城山中学校の生徒」であることを自覚して行動しましょう。
- 夜間の不要な外出は控えましょう。友人宅への外泊は禁止します。
- 万引などの触法行為や社会のルールに反することは絶対してはいけません。
- 諸施設への入場については、6ページの「磐田地区校外生活指導の基準」を守らなければいけません。

##### ③ 事故や事件にあったら（見たら）

- 近くにいる大人に助けを求めます。
- 必要があれば、警察署に連絡をして助けを求めます。
- 事件にあたり、不審者にあたりた場合には警察にすぐに連絡をします。
- 事故にあつた時は、必ず相手の名前や住所、電話番号を聞いておきます。
- 相手が逃げた場合は、車のナンバーや色や形、メーカーなど相手の特徴を覚えておきます。
- 軽症であっても、保護者や担任の先生に必ず報告します。

# 城山中周辺交通安全図



磐田地区校外生活指導の基準（申し合わせ）より

（平成25年6月から）

No	項目	中学校	高等学校
1	<u>ゲームセンター</u> (ゲームを主たる目的とした場所)	<b>禁 止</b>	健全な場所を選び、高校生らしい服装で、高校生としての節度を持ち、帰宅時間を守ることを。
2	カラオケボックス ネットカフェ	保護者同伴であること。	
3	ボーリング場 バッティングセンター 総合娯楽施設 映画劇場・飲食店	保護者の許可を得ること。	
4	旅行・キャンプ	保護者の許可を得ること 短期、長期に限らず申し出ること。	届け出により可。
5	アルバイト		原則として禁止
6	バイク・自動二輪		<b>禁 止</b> (高P連決議事項、バイク三ない運動推進) 1 免許は取らない。 2 バイクに乗らない。 3 バイクを買わない。

【参考】

青少年環境整備条例 16 条第 3 項（青少年の入場禁止）

次に掲げる施設を経営する者及び興行場経営者は、深夜において、当該施設または興行を行う場所に青少年を入場させてはならない。

- ・深夜とは：午後 11 時～翌午前 4 時
- ・保護対象者：18 歳未満の者（16 歳以上の婚姻してる女子は除く）
- ・施設対象 カラオケボックス（個室設備のないカラオケスナック等は含まない）  
インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ、ボーリング場

ゲームコーナー（大規模小売店や量販店等の一角に設備を設置）

※風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の許可を得ているゲームセンターは風適法を適用

種別	ゲームセンター		ゲームコーナー
	16 歳未満	18 歳未満	
年齢	16 歳未満	18 歳未満	18 歳未満
入場制限時間	午後 6 時～ 翌日日出時	午後 10 時～ 翌日日出時	午後 11 時～ 翌午前 4 時
根拠	風適法施行条例 第 10 条	風体法第 22 条	本条例第 16 条

### 3 服装・持ち物について

#### (1) 規定

- 令和4年度入学生の学年カラーは赤色とする。
- 登校は制服とする。名札は教室で保管し、登校後に制服で過ごす場合には付ける。
- 肌着は華美でない単色のもの。特に夏服や体操服着用時には、服の上から見えたりはみ出したりしないように注意すること。
- 靴下は白色で無地のものとする。ロゴマーク・ワンポイントは入っていてもよい。  
靴下の丈は、くるぶしが完全に隠れる長さとする。(かかとからの丈が11cm以上を目安として考える)
- 登校靴(体育靴と兼用)は、白のランニングシューズ。(スニーカーは不可)
- 上靴は、先端が赤色(令和4年度入学生)の指定されたもの。
- 体育館シューズは指定のもの。体育館シューズを入れる袋を用意すること。
- 持ち物はスクールバッグに入れ、必ず両肩で背負う。スクールバッグにキーホルダーなどの小物をつけたり、落書きや着色をしたりしないこと。  
スクールバッグを背負うための調節ひもは適切な長さで使用すること。
- サブバッグの色は黒または紺で単色とし、形は手提げ型・きんちゃく袋型とする。  
(P.10「サブバックに関する申し合わせ事項」参照)

#### ※服装や頭髪に関する指導について

異装や異髪(極端な丈のスカートや異形のズボン、ルーズソックス、くるぶしが見える短いソックス、頭髪の染色や脱色、眉毛加工、ピアス、指輪、化粧など)で登校した場合、身なりを改めて再登校するよう指示したり、別室での学習を指示したりする場合があります。

#### (2) 制服について

※冬服のめやす: 10月～5月, 夏服のめやす: 6月～9月 (移行期間があります)

冬服	<ul style="list-style-type: none"> <li>○黒のつめえりと黒のズボン</li> <li>○胸に名札(校章、バッジ)をつける。</li> <li>○制服の下は白のワイシャツ</li> <li>○ベルト(黒・茶)をつける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○紺のセーラー服(セーラー服のえりは、白の三本線)</li> <li>○ネクタイは紺(長さは1m40cm程度)</li> <li>○胸に名札(校章、バッジ)をつける。</li> <li>○紺のひだスカート(ひざが隠れる程度の長さ・ひだの数は24か28)</li> </ul>
夏服	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上は白のワイシャツか開襟シャツ</li> <li>○下は黒のズボン、ベルト</li> <li>○ワイシャツの胸に名札(校章、バッジ)をつける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○白のセーラー服(袖口と襟は紺で、白の三本線)</li> <li>○胸に名札(校章、バッジ)をつける。</li> <li>他は冬服の規定と同じ</li> </ul>
靴下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○白の無地(ロゴマーク・ワンポイントは可)</li> <li>○くるぶしが完全に隠れる長さ(かかとからの丈が11cm以上を目安として考える)</li> </ul>	
靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登校靴は白のランニングシューズ(保健体育の授業で使用できるもの)</li> <li>○上靴は、先端が赤色(令和4年度入学生)の指定されたもの</li> <li>○体育館シューズは、指定されたもの(袋は各家庭で準備)</li> </ul>	

#### (3) 制服以外の服装

##### ①作業や清掃時の服装

- ・体操服 ・ハーフパンツ(冬季は、指定のトレーニングウェアを着用する)

##### ②体育時の服装

- ・半袖体操服 ・ハーフパンツ ・体育靴(登校靴)か体育館シューズ

(着替えについて)

原則として登校後すぐに校内服に着替える。ただし、保健体育等、着替える必要のある授業がなく、清掃もない日は制服のままでよい。

# 城山中の正しい身なり

### 学ランとYシャツ、ズボン

白のYシャツ

校内では名札をつける

学生服は標準学生服

ボタンは学校規定のもの

ベルトは黒または茶

ズボンは標準型ズボン  
ズボンは下げてはかない

靴下は白字で無地  
白の運動靴か  
ランニングシューズ

長袖をまくる時はひじの上まで正しく折り曲げる

### ジャージ

校章  
↑ 1~1.5cm  
↓ あける  
ネーム  
ワッペン

ジャージには上下とも記名する

### セーラー服、スカート

校内では名札をつける

ネクタイの長さは1m40cm程度のも  
短くしない（紺色）

袖口、襟は紺

上衣丈は45度の前傾姿勢をした時、  
肌着が見えない程度の長さであること

スカートの長さは、直立姿勢で  
ひざがかくれる長さ

ひだの数は24または28であること

### 体操服

ネーム  
ワッペン

### 名札

学年章とクラス章の間は2~3cmあける

学年章	クラス章
I	2
城山 太郎	

### 靴の記名

## 登校靴について

- 〈ランニングシューズとウォーキングシューズの違い〉
- ・ランニングシューズ：軽量であり、土踏まずがあるため、足に負担がかかりにくい。つま先が上がっていて走りやすい。靴底に凹凸があり、緊急時のとっさの行動がとりやすい。布の生地が多く、洗いやすい。
  - ・ウォーキングシューズ：合成の革などでできており、革靴が厚く平らになっている。土踏まずがなく、継続的な激しい運動時に足に負担がかかりやすい。ランニングシューズと比較すると重い。靴底に凹凸がなく、滑りやすい。

〈ランニングシューズの例〉



〈ウォーキングシューズの例〉



#### (4) 冬の服装

- 手袋は白の軍手または飾りがなく華美でない手袋とする。ミトンの使用も認める。
- セーター、ベストはVネックか丸首の華美でない単色無地のものとする。(着用時に袖や裾、襟から出ないこと。ハイネック型・タートルネック型は制服着用時に襟から見えるので禁止する。また、カーディガン、ボタンやファスナーが付いた物も禁止する。)
- マフラーは「マフラー使用に関する申し合わせ事項」参照
- 自転車通学者は、耳当てを使用してもよい。(派手でないもの、登下校時のみ)
- コートに着用を認める。色は華美でない単色とし、腰から膝の長さとする。フードやジッパーのついているコートは禁止。裏地の派手なものは避ける。
- 部活動のウインドブレーカー等は登校時には着用しないこと。
- リップクリーム、肌荒れクリームを使用する場合には無色無臭のものを使用する。
- カイロの使用は認めるが、必ず家に持ち帰ること。
- 手袋、マフラー、ネックウォーマーは校舎内では着用しないこと。

#### (5) マフラー使用について

平成18年度に、生徒会でマフラーについて話し合いが行われ、令和3年度に一部改訂し、次のようにきまりをつくりました。それが「申し合わせ事項」として、今まで受け継がれています。

##### マフラー使用に関する生徒会申し合わせ事項(令和3年度より)

- 1 マフラーに対する考え方
  - ・マフラーは手袋・セーター・コートと同じ、防寒具である。
- 2 マフラーについて
  - ・色は、華美でない単色とする。
  - ・ネックウォーマーは防寒の趣旨にも合っているので使用してもよい。ただし色はマフラーの色と同じとする。
  - ・ワンポイントは付いていてもよい。
  - ・ボンボンのような飾りがついていないもの、長すぎないものを使用する。

このような飾りは○ →



- ・スヌードは禁止とする。
- 3 使うときの約束
    - ・服装のきまりをしっかりと守った上で、マフラーを使用する。
    - ・校舎内では使用しない。(昇降口で着脱をする)
    - ・教室内ではスクールバックやサブバックの中に保管する。
    - ・事故の危険性(巻き込み事故 など)のない巻き方をする。
    - ・自転車通学者は、マフラーを自転車や車に巻き込まれないように注意する。
    - ・ルールが守れない場合は、マフラーの使用を生徒会の名の下で停止する。

#### (6) 持ち物に関する規則

- 持ち物はスクールバック(学校指定のもの)に入れ、必ず両肩で背負う。キーホルダーなどの小物・飾りをつけることはできない。教科書やノートなどはスクールバックに入れ、ジャージや体操服などスクールバックに入らない場合はサブバックに入れてきてよい。
- 筆入れ、下敷きなどの指定はないが、華美にならないようにする。
- 学習に不必要な物や危険な物、余分な金銭を持ってくることは禁止。  
(携帯電話・スマートフォン、菓子類、雑誌、漫画、ナイフなど)

## (7) サブバックについて

平成6年度に、生徒会で話し合いが行われ、次のようにきまりをつくりました。それが「申し合わせ事項」として、今まで受け継がれています。しっかり守りましょう。

### サブバックに関する生徒会申し合わせ事項（平成6年度）（平成24年度名称改訂）

- 1 サブバックに対する考え方  
荷物は基本的にスクールバックの中に入れる。スクールバックに入らず、必要などきのみに、体操服・指定のトレーニングウェアなどを入れるのに使用してよい。
- 2 サブバックの色・形  
色は黒または紺で単色とし、手提げ型・きんちゃく袋型とする。
- 3 袋物の大きさ  
大きさはスクールバックより小さいものとし、ロッカーに入るものとする。  
※特別な大きさのものが必要な場合は、前日までに先生の許可をもらう。
- 4 使うときの約束
  - ・ 学習（学習環境）の支障にならないことを基本とする。
  - ・ 余計なものは付けない。（キーホルダー・バッジ・シールなど）
  - ・ サブバックだけの登校は禁止とする。
  - ・ 置く場所は原則としてロッカーとし、クラスによって別に指示する。  
ルールが守れない場合は、サブバックの使用を生徒会の名の下で停止する。（生活委員会で停止か否かを決定する。）

## (8) 頭髪について

平成2年度に、生徒会で頭髪について話し合いが行われ、生徒たちが自らきまりをつくりました。そして令和3年度に一部改訂し、「申し合わせ事項」として、今まで受け継がれています。ふさわしい頭髪とは何か、自分たちで考え行動することが大切です。

### 頭髪に関する生徒会申し合わせ事項（令和3年度改訂）

#### ■スローガン

さわやか、そして、生き生き（Fresh & Sporty）

二大原則 ————  
清潔感あふれること  
勉強・運動の妨げにならないこと

#### ■注意事項

- 1 禁止事項・・・①スローガンにそぐわない極端な髪型にすること。  
②染色・パーマ・こてやカーラー等で髪加工をすること。※
- 2 整髪料は使用しないこと。
- 3 くしの使用場所はトイレのみとする。
- 4 前髪は目にかからないようにすること。
- 5 髪をしばるゴムは華美でない単色で、飾りがついていないものとする。
- 6 髪が肩にかかる長さの場合は、奇抜な形にならないようにゴムを使って後頭部で束ねる。
- 7 前髪を学習、運動に支障がないように（華美でないピンなどで）留めることは認める。

※眉毛についても、剃って細くしたり形を変えたりすることは禁止します。

## 4 学習について

### (1) 授業時間

1時間の授業は50分間（B日課は45分授業）で、教科担任制（教科ごとに専門の職員が指導にあたる）です。道徳は学級担任が行います。

### (2) 学習する内容

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、道徳、学級活動、総合的な学習の時間（学年ごとテーマを決めて取り組む）

### (3) 毎日の課題

漢字書き取り・英語ライティング・数学復習ノート 等、教科担任の指示で行います。確実に力をつけていくために、課題だけでなく、予習・復習にも進んで取り組みましょう。

## 5 部活動について

部活動の加入は、**希望加入制**です。入部後は1年ごとに登録の更新をしますが、3年間続けることを基本とします。加入しないことも選択肢の一つです。また原則として、「チャレンジ」には全員が加入します。

### 活動している部活動

運動部	文化部
○柔道（男女） ○剣道（男女） ○水泳（男女） ○陸上競技（男女） ○男子卓球 ○女子卓球 ○10組卓球 ○野球 ○ソフトボール（女子） ○男子ソフトテニス ○女子ソフトテニス ○男子バレーボール ○女子バレーボール ○男子バスケットボール ○女子バスケットボール ○サッカー	○吹奏楽 ○合唱 ○手芸 ○美術 ○コンピュータ ○園芸
	*チャレンジ（全員加入） 様々な体験学習、地域ボランティア、地域行事、養成講座などに参加します。

※ 完全下校15分前に部活動を終了します。

完全下校時刻と休日の部活動については、磐周地区の配慮事項に準じます。

※ 原則として水曜日と、月に一度の月曜日には「部活動なし」とします。

※ 中間・期末・学年末テスト3日前から「部活動なし」とします。

## 6 生徒会活動について

### (1) 生徒会の目的

- 生徒会活動を通して、自分たちの手で楽しく充実した学校生活を築く。
- 生徒が自分たちの活動を自ら計画し実践する。
- 規則正しい協同生活を送る中でよい校風を築く。
- 生徒が集団の一員として自覚をもち、自分の役割を果たす。

### (2) 生徒会活動

- 全員が生徒会に加入し、目標に向かって自主的に活動する。

### (3) 生徒会会則・選挙管理規定・生徒会慶弔規定・・・P.13～ 参照

## 7 主な行事予定

1 学期	4月 5月 6月 7月	・入学式・対面式・避難訓練・PTA総会（紙上）・2年調査探究活動・3年修学旅行 ・生徒大会・中間テスト・校内体育大会・3年進路研修会 ・部活動壮行会・期末テスト ・生徒会選挙・三者面談（・部活動磐周大会・県大会）
2 学期	8月 9月 10月 11月 12月	・資源回収・身体測定 ・防災訓練 ・3年県学力調査 ・1年腰みの（すがりの藁）づくり ・2年進路研修会 ・教育相談 ・総合学習体験日 ・中間テスト ・生徒大会 ・よつば祭（合唱コンクール） ・防災訓練 ・期末テスト ・資源回収 ・3年県学力調査 ・1年進路研修会 ・1,2年授業参観懇談会
3 学期	1月 2月 3月	・1,2年県学力調査 ・3年受検説明会 ・学年末テスト ・授業参観懇談会 ・3年生を送る会 ・卒業式 ・離任式

## 8 入学品の準備について

- (1) 次のものは各自購入する。
  - ・制服・校章・学年章・組章（入学式当日に学級がわかるので、それ以降の購入となります。）
  - ・トレーニングウェア上下と体操服・ハーフパンツ（学校指定）・体操服の名札
  - ・通学靴・上靴（赤色：令和4年度入学生）・体育館シューズ
  - ・スクールバッグ（学校指定）・ヘルメット（自転車通学者）
- (2) 次のものは、学校で一括して準備し、入学式当日に配付する。
  - ・制服の名札・台布 ・トレーニングウェアにつける名札
- (3) 学用品・衣類などの購入上の留意事項
  - 学校指定の形式のものであれば、どこの商店で購入してもよい。
  - 教科書は入学式当日配付する。
  - ノートや教材・教具等については、教科担当からの指示を受けて用意すること。

## 9 御家庭へのお願い

- (1) 家庭と学校との連絡について
  - 分からないこと、心配なこと、相談したいこと等があれば、いつでも学校へ連絡してください。直接の来校でも電話（32-6108）でも結構ですので、気軽に御相談ください。  
なお、カウンセラーやポルトガル語を話せる職員もいます。（要予約）
  - 次の届けについては、必ず保護者が学校に連絡をするようお願いいたします。（朝7:30～8:15）
    - ・学校を欠席・遅刻・早退する場合
    - ・近親者の葬儀のため学校を忌引する場合 など
  - 来校する折には、「保護者証」を身に付けるようお願いいたします。
  - 諸会合の通知・学校だより・学年だより・学級通信・集金のお知らせ等、学校からの連絡は印刷物により生徒を通して配付、またはメール配信されますので、常にお確かめください。
  - 忘れ物を届ける時は、事務室へ学年・学級・氏名を伝えてください。保安上の理由から、西門・東門は開放していませんので正門からお入りください。昇降口の生徒の靴箱に忘れ物等は入れないでください。
- (2) 校外生活における注意
  - 友人宅への外泊は認めていません。十分に注意ください。
  - 校外で痴漢やたかり・恐喝の被害等にあつたら、速やかに警察に届けてください。
  - 自転車事故が多く、交通マナーの悪さも地域の方々から指摘されています。家族の方からも声をかけてください。
  - スマートフォン等の扱いについては、家族で十分に話し合ってください。

## 学校長から生徒会に委任する事項

- 1 学校の運営や方針について学校長に希望を述べること。
- 2 生徒会会則にもとづき自主的に活動すること。
- 3 学校諸行事の中で許された範囲内での参加協力をすること。
- 4 その他学校長が許可したこと。

上の委任事項の実施にあたっては、つねに学校長に連絡報告をしてください。

## 磐田市立城山中学校生徒会会則

### 1 名 称

この会は磐田市立城山中学校生徒会という。

### 2 目 的

この会は会員の自主的な活動を通して将来よい社会人となるための民主的な生活態度を身につけて楽しく規則正しい学校生活を築くことが目的である。

### 3 会 員

この会は磐田市立城山中学校生徒で構成する。

### 4 機 関

この会には次の機関をおく。

- |         |          |            |          |
|---------|----------|------------|----------|
| イ. 生徒大会 | ロ. 中央委員会 | ハ. 実行委員会   | ニ. 専門委員会 |
| ホ. 総務会  | ヘ. 特別委員会 | ト. 選挙管理委員会 |          |

### 5 役 員

(1) この会は次の役員をおく。

生徒会長 1名 生徒副会長 男女各1名 書記2名 会計2名 議長1名 副議長1名

(2) 生徒会長、生徒副会長は全会員の選挙によって選ばれ、任期は1年とする。

(3) 役員交代は10月中旬から11月までの間に行われる。

(4) 書記・会計・議長・副議長は生徒会長によって委嘱される。

(ただし、役員補充が必要な場合は増員を認める。)

(5) 役員は総務会を構成し、生徒会の企画運営をはかり総括する任務がある。

### 6 生徒大会

この会の最高決議機関であり、年2回の定期大会を開く。ただし中央委員会が必要と認めた場合および会員の3分の1以上の要求があった場合に臨時に開くことができる。次のことごとらについて議決する。議長は中央委員会の議長があたる。

- (1) 年間の活動計画 予算の決定
- (2) 年間の活動報告 決算の承認
- (3) 会則改定の承認
- (4) その他の重要なことごとら

### 7 中央委員会

会員の意志を代表する機関で、月1回定期的に開く。ただし必要に応じて開くことができ、次のことごとらについて審議する。

- (1) 大会への提出議案の審議
  - (2) 各委員会活動の計画や報告、その他必要なことごとらの審議
- |                       |
|-----------------------|
| イ. 会則改正の発議、予算、決議の審議   |
| ロ. 実行委員会により提出された予算の審議 |
| ハ. その他                |

(3) 会の構成

役員7名と各専門委員長、各特別委員会委員長、学級委員（各学級男女各1名）で構成し、以上の構成員を中央委員と呼ぶ。

### 8 専門委員会

(1) 生徒会の執行機関として次の専門委員会をおく。なお委員の任期は半期とするが、再任は妨げない。

- |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活委員会 | 図書委員会 | 福祉委員会 | 整備委員会 | 広報委員会 |
| 保健委員会 | 体育委員会 | 給食委員会 | 学習委員会 |       |

(2) 委員は各学級から男女各1名選出される。ただし、整備・福祉・広報・図書は1名、給食は男女を問わず2名とする。

- (3) 各専門委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。専門委員長は生徒会長が委嘱し、任期は1年とする。委員長の交代は10月中旬から11月までに行われる。副委員長は互選とし任期は半期とするが、再選は妨げない。
- (4) 各専門委員会は次の仕事について立案計画し活動する。
  - イ. 生活委員会
    - ・服装や風紀を正すとともに、交通安全指導の徹底を図る。
  - ロ. 図書委員会
    - ・多くの人に本を読んでもらい読書への関心を高め知識を広げてもらう。
  - ハ. 福祉委員会
    - ・生徒の社会福祉への関心を高める。
  - ニ. 整備委員会
    - ・校舎内外の整備と美化に努め整った生活をつくる。
  - ホ. 広報委員会
    - ・作品掲示、学級掲示への協力、掲示コンクール。
  - ヘ. 保健委員会
    - ・常に保健安全に気を配り保健に対する関心を高める。
  - ト. 体育委員会
    - ・体育行事の計画と運営を図り、全校生徒の体力増進に努める。
  - チ. 給食委員会
    - ・白衣の服装に整え、清潔に努め、栄養面への関心を高める。
    - ・運搬、配ぜん、片づけ、その他
  - リ. 学習委員会
    - ・学習環境を整える。
    - ・2分前着席の呼びかけ、黙想の号令かけ、テスト予想問題の作成、その他

## 9 特別委員会

- (1) 生徒会の執行機関のうち活動の特殊性の高いものを特別委員会とし、次の委員会をおく。なお、委員の任期は原則として1年、放送委員会は3年とする。  
 応援委員会    ベルマーク委員会    部活動委員会    放送委員会
- (2) 応援委員は各学級から1名、ベルマーク委員は各学級から男女を問わず2名選出される。放送委員は、各学年からその適任者を選出する。部活動委員については別に定める。
- (3) 各特別委員会に、委員長1名・副委員長1名をおく。部活動委員長は男女各1名とする。特別委員会委員長は生徒会長が委嘱し任期は1年とする。委員長の交代は10月中旬から11月までに行われる。副委員長は互選とし、任期は半期とするが、再選は妨げない。
- (4) 各特別委員会は、次の仕事について立案計画し、活動する。
  - イ. 応援委員会
    - ・各種大会でベストを尽くせるよう選手を激励する。
  - ロ. ベルマーク委員会
    - ・ベルマーク集めの推進と処理
  - ハ. 部活動委員会
    - ・部活動の正常な活動の推進を図る。
  - ニ. 放送委員会
    - ・校内放送の計画と実施

## 10 選挙管理委員会

この会については、別に定める。

## 11 会計

- (1) この会の経費は、会員の会費及びその他の収入による。
- (2) この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- (3) この会の予算は総務会で企画し、中央委員会の承認を経て生徒大会で決定する。
- (4) この会の決算は総務会でまとめ、中央委員会および生徒大会で承認する。
- (5) この会の経理については学校長の承認を必要とする。

## 12 定足数および評決

各会議の定足数は定員の3分の2以上とし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の時は、議長が職権により決める。

### 13 任命と執行

- (1) 役員・専門委員長及び特別委員会委員長は、学校長の承認を経て委嘱される。
- (2) 各機関の決定事項は、すべて学校長の承認を経て執行される。

### 14 会則の改正

会則の改正は生徒大会の決議によって学校長の承認を経て行う。

### 15 この会則は昭和48年4月1日から実施する。

令和元年度一部改正

## 選挙管理規定

### 1 役員選挙に関すること

この規定は生徒会則により会長及び副会長の選挙に適用する。

### 2 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員は、4月に各学級から1名を選出し任期は副会長決定までとする。委員長は生徒会長が委嘱し、任期は1年とする。委員長の交代は10月中旬から11月までに行われる。学級委員・専門委員と兼ねることはできない。
- (2) 選挙管理委員は被選挙権がなく、選挙運動をしてはならない。
- (3) 選挙管理委員は投票・開票管理者・立会人を兼ねる。
- (4) 選挙管理委員会は選挙管理委員で組織し、選挙に関してのいっさいの事務を行う。

### 3 立候補

- (1) 候補者は15名以上の推薦を必要とし、選挙公示からその締切の日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。
- (2) 立候補者が定数に満たない場合は推薦立候補者をあげる。
- (3) 会長選挙で落選した者は、副会長候補として立候補できる。
- (4) 副会長は男女各1名とする。男女各1名以上の立候補者がいない場合には、推薦立候補者をあげる。

### 4 選挙運動

選挙運動は選挙管理委員会の定める方法によって行う。

### 5 投票

- (1) 選挙は無記名投票で行う。
- (2) 会長の選出は単記とし、副会長（男女各1名）の選出は男、女別に単記とする。
- (3) 最高得票者を当選とする。
- (4) 選挙管理委員会は選挙の期日、時間、場所、方法を定める。
- (5) 投票用紙は選挙当日投票所で交付する。

### 6 開票

- (1) 選挙管理規定細則に定められた方法に反する投票はすべて無効とする。
- (2) 選挙管理委員会は開票を行い、当選者を公示する。

### 7 附則

- (1) この規定は、生徒大会の決議によって修正することができる。
- (2) この規定は、細則をもつことができ、その製作改廃は中央委員会で行う。
- (3) この規定は昭和48年4月1日より発効する。

## 生徒会慶弔規定

第1条 会員に関する凶事についてこの規定を用いる。

第2条 凶事に関して次の香花料を贈り弔意を表す。

- (1) 生徒・・・・・・・・・・・・・・・・金3,000円也
- (2) 特別の場合は別に考えてもよい。

第3条 会員の病気やけがによる入院の欠席が2週間以上の場合は金2,000円也を贈る。

第4条 会員が災害にあった場合は状況に合わせて考える。

第5条 この規定によって贈られた場合の返礼はいっさい受けない。

第6条 この規定に関する事務のいっさいは生徒会会計の先生が行う。

第7条 この規定は、経済事情などによって変更することができる。

第8条 この規定は平成16年4月1日から実施する。